○厚生労働省告示第二百六十六号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。）の血糖検査の結果については、なお従前の例による。

平成二十九年八月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十年厚生労働省告示第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第４条第１項第３号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次のとおりとする。 血糖検査の結果、空腹時血糖値が100mg／dl以上又はヘモグロビンA1cが5.6％（ＮＧＳＰ値）以上であること。ただし、やむを得ず空腹時以外においてヘモグロビンA1cを測定しない場合には、空腹ではない場合の血糖値（随時血糖値）が100mg／dl以上であること。	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第４条第１項第３号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次のとおりとする。 血糖検査の結果、空腹時血糖値が100mg／dl以上又はヘモグロビンA1cが5.6％（ＮＧＳＰ値）以上であること

○厚生労働省告示第二百六十七号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。）の結果に基づく特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。）については、なお従前の例による。

平成二十九年八月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法の一部を改正する告示

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成二十五年厚生労働省告示第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第７条第１項の規定に基づき動機付け支援の実施について厚生労働大臣が定める方法（以下「動機付け支援の実施方法」という。）は、第１に掲げるとおりとし、実施基準第８条第１項の規定に基づき積極的支援の実施について厚生労働大臣が定める方法（以下「積極的支援の実施方法」という。）は、第２に掲げるとおりとする。なお、平成36年３月31日までの間は、第１の２の⑷のウ並びに第２の２の⑸及び⑱のウ中「保健師又は管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。 第１　動機付け支援の実施方法 １　支援期間及び頻度 原則１回の支援とすること。ただし、特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第１項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の結果（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断の結果を含む。以下同じ。）の一部が判明している場合であって、当該結果に基づき動機付け支援対象者（実施基準第７条第２項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。）に該当すると見込まれる者に対し、特定健康診査を受診した日に面接による支援を行う場合には、当該支援の内容を分割して行うことができる。	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第７条第１項の規定に基づき動機付け支援の実施について厚生労働大臣が定める方法（以下「動機付け支援の実施方法」という。）は、第１に掲げるとおりとし、実施基準第８条第１項の規定に基づき積極的支援の実施について厚生労働大臣が定める方法（以下「積極的支援の実施方法」という。）は、第２に掲げるとおりとする。なお、平成30年３月31日までの間は、第１の２の⑷のウ並びに第２の２の⑸及び⑰のウ中「保健師又は管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。 第１　動機付け支援の実施方法 １　支援期間及び頻度 原則１回の支援とすること。